

2020年9月14日

各位

日東工業株式会社

証券取引等監視委員会による勧告事案について

2020年9月11日、証券取引等監視委員会から、当社役員からの情報受領者および当社との契約締結者からの情報受領者に対して金融商品取引法違反の事実が認められたとして、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。本事案に関して、当社及び当社役員による法令違反の事実はございません。

当社では、これまで「インサイダー取引管理規程」を制定するとともに、定期的に教育・研修等を実施するなど、内部者取引の未然防止に向けた施策に取り組んでまいりました。

そのような中、今回の事態が発生したことを厳粛に受け止め、今後、情報管理体制の更なる強化や内部者取引の未然防止の徹底に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以上